

吉見町立統合小学校建設基本設計・実施設計等業務委託特記仕様書（案）

I 業務概要

1 業務名称

吉見町立統合小学校建設基本設計・実施設計等業務委託

2 計画施設の概要

(1) 施設名称 (仮称) 吉見町立吉見小学校

(2) 敷地の場所 埼玉県比企郡吉見町大字下細谷1番地 外

(3) 施設用途 小学校

令和6年国土交通省告示第8号別添二第七号第1類とする。

3 履行期間 契約締結の日から令和8年3月31日まで

4 設計と条件

(1) 敷地の条件

- ① 敷地面積 約 36,000 m² (施設台帳による)
- ② 用途地域 市街化調整区域
- ③ 防火地域 指定なし

(2) 施設の条件

- ① 施設の延べ面積 (計画面積)
約 8,000 m² (校舎約 6,800 m²、体育館約 1,200 m²)
- ② 主要構造・階数
基本計画に基づき、基本設計において協議する。
- ③ 耐震安全性の分類
「官庁施設の総合耐震・津波計画基準」による、耐震安全性の分類は次のとおりとする。

a 構造体	<u>II 類</u>
b 建築非構造部材	<u>A 類</u>
c 建築設備	<u>乙 類</u>

(3) 建設の条件

建設予定工期

設 計:令和6年度～令和7年度

建設工事：令和 8 年度～令和 9 年度

(4) 設計条件

- ① 本敷地内に小学校校舎、体育館、その他付属施設等の設計業務を行うこと。
- ② 設計にあたっては「吉見町統合小学校に関する基本構想・基本計画」等を踏まえること。
- ③ 案の作成にあたっては、児童、教職員、保護者、地域住民の利便性、業務の効率性、セキュリティ等に十分配慮し、合理的かつ、経済的な視点から比較・検討すること。
- ④ 低炭素社会に向けた施設計画の検討を行なうこと。
- ⑤ 空調設備は、再生可能エネルギーの採用、中間期の負荷の低減、ランニングコストの低減、良好な室内環境の配慮等の検討を行うこと。
- ⑥ 全体の工事工程計画の検討を行うこと。
- ⑦ 建築物の配置の検討に当たり、設計与条件、適用基準、現地調査等を踏まえること。
- ⑧ 建築基準法及び関連法令等の諸条件について整理、検討を行うこと。

II 業務仕様

本特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に記載されていない事項は、「埼玉県建築工事設計業務委託共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）による。

1 設計業務の内容及び範囲

(1) 一般業務の範囲

- ① 基本設計
 - ・ 建築（総合）基本設計に関する標準業務
 - ・ 建築（構造）基本設計に関する標準業務
 - ・ 電気設備基本設計に関する標準業務
 - ・ 機械設備基本設計に関する標準業務
- ② 実施設計
 - ・ 建築（総合）実施設計に関する標準業務
 - ・ 建築（構造）実施設計に関する標準業務

- ・電気設備実施設計に関する標準業務
- ・機械設備実施設計に関する標準業務

(2) 追加業務の内容及び範囲

【一般事項】

① 積算業務

- ・建築積算（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴収、見積検討資料の作成）
- ・電気設備積算（同上）
- ・機械設備積算（同上）

② リサイクル計画書の作成

③ 透視図作成

- ・基本設計時 A3
外観：校舎、校庭含めた鳥瞰1カット
内観：1カット程度
- ・実施設計時 A3
外観：校舎、校庭含めた鳥瞰2カット
内観：2カット程度

④ 概略工事工程表の作成

⑤ 調査業務

- ・地盤調査（25m程度、5か所）及び土壌汚染調査
- ・デジタルテレビ放送受信障害調査
- ・既存中学校旧校舎、駐輪場等の解体予定建物のアスベスト調査（40検体程度）

⑥ 計画作成業務

- ・ゾーニング計画の方針及び計画図等の作成
- ・ユニバーサルデザイン（バリアフリー）の方針及び計画等の作成
- ・防犯設備計画（機械設備や防犯設備を一元的に管理するシステムや情報管理のためのセキュリティ機能の検討）の作成
- ・防災計画及び災害対策に必要な施設計画等に関する業務設計に反映するため、防災拠点としての方針をまとめ、諸室配置計画、設備計画、防災備品（備蓄）計画等として検討・整理

⑦ 会議、説明会等への支援業務

- ・各種説明会（基本設計、実施設計完了時各1回予定）、準備委員

会等への出席及び会議に必要な資料の作成

- ・ 会議における技術的アドバイス等
- ・ 会議録等の作成

⑧ 申請手続き等の支援業務

- ・ 建築確認申請その他関係法令等に基づく各種申請書・届出書の作成及び手続業務
(標識看板の作成及び設置・撤去、設置報告書等の作成・届出、住民説明の実施を含む)
- ・ 構造計算適合性判定及び建築物エネルギー消費性能適合性判定、建築確認申請等の各申請書手数料は、本業務に含まないものとする。
- ・ 省エネルギー関係計算書の作成及び申請手続き業務
- ・ 総合的な環境保全に関する検討・評価資料の作成

⑨ その他

- ・ 積算業務は、監督員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等によって行う。また、国庫補助等の申請を考慮した数量及び拾い図を作成すること。
- ・ 校内LAN・WAN等のネットワークの構築に必要な建築・設備設計業務
- ・ ZEB Ready以上のZEB認証に向けた業務
- ・ 外構設計業務
- ・ 既存中学校旧校舎等解体予定建物の解体設計業務
※旧校舎、プレハブ校舎、駐輪場等
旧校舎については、令和元年度に解体設計実施済み（設計内容確認及び単価見直し）
- ・ 国庫補助事業に係る資料の作成支援業務等
- ・ その他、本設計業務に必要な業務（当該業務は、発注者と受注者が協議のうえ定める。）

2 業務の実施

(1) 一般事項

- ・ 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準に基づき行う。

- ・実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準等に基づき行う。
- ・積算業務は、監督員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準に基づき行う。

(2) 適用基準（なお、適用にあたっては契約時の最新版とする。）

① 共通

- ・官庁施設の基本的性能基準
- ・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- ・学校施設整備指針
- ・埼玉県環境配慮方針
- ・埼玉県グリーン調達推進方針
- ・彩の国公共事業コスト構造改善プラン
- ・埼玉県福祉のまちづくり条例
- ・建物副産物の手引き
- ・埼玉県公共事業景観形成指針
- ・埼玉県電子納品適用ガイドライン
- ・彩の国建設リサイクル実施指針
- ・ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例
- ・吉見町開発行為等指導要綱

② 建築

- ・建築設計基準
- ・建築改修設計基準
- ・建築構造設計基準
- ・埼玉県建築工事特別共通仕様書
- ・建築工事標準詳細図
- ・構内舗装・排水設計基準
- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- ・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）

③ 建築積算

- ・公共建築工事積算基準
- ・公共建築数量積算基準
- ・公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）
- ・営繕工事積算チェックリスト（建築工事編）

④ 設備

- ・建築設備計画基準
- ・建築設備設計基準
- ・埼玉県電気設備工事特別共通仕様書
- ・埼玉県機械設備工事特別共通仕様書

- ・ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ・ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- ・ 建築設備耐震設計・施工指針
- ・ 建築設備設計計算書作成の手引き

⑤ 設備積算

- ・ 公共建築工事積算基準
- ・ 公共建築設備数量積算基準
- ・ 公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）

(3) 提出書類等

- ・ 受注者は、公共建築設計者情報システム（PUBDIS）に「業務カルテ」を登録する。なお、登録に先立ち、登録内容について、監督員の承諾を受ける。また、業務完了検査時には、登録されることを証明する資料として、「業務カルテ仮登録（監督員の押印済）」を検査員に提出し確認を受け、業務完了後に速やかに登録を行う。

(4) 貸与資料等の貸与及び返却

貸与資料	摘要
<ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地図 ・ 既設建物図面 	4月以降に測量調査を実施予定

貸与場所（ 教育総務課 ） 貸与時期（ 業務開始時 ）

返却場所（ 教育総務課 ）

(5) 打合せ及び記録

- ・ 打合せは、遅延なく、円滑及び効率的に実施すること。
- ・ 打合せは、次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督員に提出する。
 - a 業務着手時
 - b 監督員又は監理技術者が必要と認めたとき

(6) 設計上の留意事項

- ・ 学校敷地が災害時の避難所としても使用されることを想定し、検討を行なうこと。
- ・ 将来予想されている災害への対応を踏まえて検討を行なうこと。
- ・ 官庁施設の「環境保全に関する基準」等に基づく環境保全性能の評価の実施すること。
- ・ 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準等によって行い、庁内会議等と合意形成を図りながら進めること。
- ・ 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準等によって行い、庁内会議等と合意形成を図りながら進める

こと。

(7) 著作権

- ・本業務の成果物の著作権及び所有権は、すべて発注者に帰属するものとし、工事発注用資料、工事遂行のために必要な資料等として使用することができるものとする。
- ・提出されたCADデータについては、当該工事の請負者に貸与し、当該工事における施工図の作成、完成図の作成及び完成後の維持管理に使用するものとする。

(8) 受注者の義務

- ・受注者は、この業務の履行に当たり、発注者又は第三者に損害を及ぼした場合は、発注者の責任に起因する事由による場合を除いて、その損害賠償の責を負うものとする。
- ・受注者は、業務の履行による個人情報の取扱いに当たっては、吉見町個人情報保護法施行条例（令和4年吉見町条例第11号）を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めること。
- ・受注者は、業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。
- ・業務の履行に当たっては、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他関係法令を遵守すること。
- ・この特記仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項は、発注者と受注者がその都度協議のうえ、決定するものとする。

3 成果物、提出部数等

(1) 基本設計

成果物等	製本形態等	原図 (原本)	複写版
a 建築総合 1) 建築総合設計図 ・仕様概要表 ・仕上概要表 ・面積表及び求積図 ・敷地案内図 ・配置図 ・平面図(各階) ・断面図 ・立面図(各面) ・外構図 2) 基本設計説明書 3) 工事費概算書 4) 工事予定工程表 5) 仮設計画概要書	A 3 二つ折製本 A 4 ファイル A 4 ファイル A 3 A 3	各 1 部	各 1 部
b 建築構造 1) 構造計画概要書 2) 構造仕様概要書 3) 工事費概算書	A 3 二つ折製本 A 3 二つ折製本 A 4 ファイル	各 1 部	各 1 部
c 電気設備 1) 電気設備計画概要書 2) 仕様概要書 3) 工事費概算書	A 3 二つ折製本 A 3 二つ折製本 A 4 ファイル	各 1 部	各 1 部
d 給排水衛生設備 1) 給排水衛生設備計画概要書 2) 仕様概要書 3) 工事費概算書	A 3 二つ折製本 A 3 二つ折製本 A 4 ファイル	各 1 部	各 1 部

成果物等	製本形態等	原図 (原本)	複写版
e 空気調和・換気設備 1) 空気調和・換気設備計画概要書 2) 仕様概要書 3) 工事費概算書	A 3 二つ折製本 A 3 二つ折製本 A 4 ファイル	各 1 部	各 1 部
f 昇降機等 1) 昇降機等計画概要書 2) 仕様概要書 3) 工事費概算書	A 3 二つ折製本 A 3 二つ折製本 A 4 ファイル	各 1 部	各 1 部
g その他 1) 基本設計書概要版 (カラー) 2) 透視図 3) 解体設計図 4) 各調査業務の報告書 (地盤調査報告書) 5) 外構基本設計 ・総合設計図 ・工事概算書 ・積算数量算出書及び調書 6) 各技術資料 7) 各記録書 8) C A D データ一式	A 3 A 3 A 3 A 4 ファイル A 3 二つ折製本 A 3 二つ折製本 A 4 ファイル A 4 ファイル 一式 A 4 ファイル D V D	各 1 部	5 0 部 1 部 1 部 1 部 1 部 1 部 1 部 1 部 1 部 1 部

(注)

- ・規格の定めのないものについては、成果物の形態に応じて、監督員と協議し決めるものとする。
- ・建築構造の成果物は建築総合基本設計の成果物の中に含めることができる。
- ・電気設備、給排水衛生設備及び空気調和・換気設備の成果物は建築総合基本設計の成果物の中に含めることができる。
- ・建築総合の設計図は、適宜、追加してもよい。
- ・工事費概算書には、単価に関する資料（見積書、単価根拠等）を含むものとする。

